

リース譲渡に係る収益及び費用の益金及び損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

リース譲渡を行った事業年度又は連結事業年度		・	・	・	・	当期分	計
リース譲渡の対価の額	1	/	/	/	/	円	/
リース譲渡の原価の額	2	/	/	/	/		/
収益の額の計算	利息相当額 (1) - (2) × $\frac{20}{100}$	3	/	/	/		円
	利息相当額の前期からの繰越額 (前期の(6))	4	円	円	円	円	/
	当期に帰せられる利息相当額	5					
	利息相当額の翌期への繰越額 (3)又は(4) - (5)	6					
	当期のリース譲渡に係る元本相当額 (1) - (3)	7	/	/	/	/	
	元本相当額の前期からの繰越額 (前期の(10))	8					/
	当期に帰せられる元本相当額	9					
	元本相当額の翌期への繰越額 (7)又は(8) - (9)	10					
	当期益金算入額 (5) + (9)	11					
	当期の損益計算書に計上されたリース譲渡に係る収益の額	12	/	/	/	/	
益金算入不足(超過)額 (11) - (12)	13	/	/	/	/		
費用の額の計算	当期のリース譲渡に係る原価の額 (2)	14	/	/	/	/	
	原価の額の前期からの繰越額 (前期の(17))	15					/
	当期に帰せられる原価の額	16					
	原価の額の翌期への繰越額 (14)又は(15) - (16)	17					
	当期損金算入額 (16)	18					
当期の損益計算書に計上されたリース譲渡に係る費用の額	19	/	/	/	/		
損金算入不足(超過)額 (18) - (19)	20	/	/	/	/		

別表十四(六) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十四（六）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第63条第2項（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定するリース譲渡について同項の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（法第63条第2項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別益金額及び個別損金額を計算する場合に限り、）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。